

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月27日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第 5 号

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第 1 条 広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第22条の 2 第 1 号中「臨港道路出島海田線海田大橋」の次に「、県道61号（自動車専用道路部分）」を加える。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第 2 条 広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第22条中「臨港道路出島海田線海田大橋」の次に「、県道61号（自動車専用道路部分）」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、平成26年 3 月30日から施行する。